

2-5 一時保護以前に関係機関・施設との連絡、調整、会議を行いましたか。

1. はい 2. いいえ 3. 不明

1. はいの場合、どのような関係機関・施設と行いましたか。該当するものすべてに○をつけて下さい。また中核となった機関・施設に◎をつけて下さい。

- 1.警察 2.医療機関 3.家庭裁判所 4.教育相談室・教育センター等
5.少年補導センター 6.福祉事務所（家庭児童相談室） 7.婦人相談所
8.精神保健福祉センター 9.児童委員（主任児童委員） 10.保健所
11.保育所・幼稚園 12.学校 13.児童館 14.学童保育 15.乳児院
16.児童養護施設 17.児童自立支援施設 18.障害関係施設
19.子どもの虐待防止センター等民間相談機関 20.町村福祉担当部局
21.その他（ ）

3. 一時保護中の状況についてお伺いします。

3-1 一時保護中、一時保護所職員以外で児童への対応を行った職員がいましたか。該当するものすべてに○をつけて下さい。

1. 一時保護所職員のみ 2. 児童福祉司 3. 相談員 4. 心理判定員
5. 保健婦・看護婦 6. 医師 7. 所長・課長等管理職
8. その他の職種（ ）

3-2 一時保護中、保護者への対応はどの職種の職員が行いましたか。該当するものすべてに○をつけて下さい。また、主な担当者には◎をつけて下さい。

1. 一時保護所職員 2. 児童福祉司 3. 相談員 4. 心理判定員
5. 保健婦・看護婦 6. 医師 7. 所長・課長等管理職
8. その他の職種（ ）

①どのような内容の対応を行いましたか。

1. 所内面接 回 2. 文書連絡等 回
3. 電話 回 4. 訪問 回
5. その他（ ） 回

3-3 一時保護中、関係機関・施設との連絡、調整、会議を行いましたか。

1. はい 2. いいえ 3. 不明

1. はいの場合、どのような関係機関・施設と行いましたか。該当するものすべてに○をつけて下さい。また中核となった機関・施設に◎をつけて下さい。

- 1.警察 2.医療機関 3.家庭裁判所 4.教育相談室・教育センター等
5.少年補導センター 6.福祉事務所（家庭児童相談室） 7.婦人相談所
8.精神保健福祉センター 9.児童委員（主任児童委員） 10.保健所
11.保育所・幼稚園 12.学校 13.児童館 14.学童保育 15.乳児院
16.児童養護施設 17.児童自立支援施設 18.障害関係施設
19.子どもの虐待防止センター等民間相談機関 20.町村福祉担当部局
21.その他（ ）

3-4 一時保護の期間は何日間でしたか。 日間

4. 一時保護解除後の状況についてお伺いします。

4-1 一時保護解除後の児相の処遇方針はどのようなものでしたか。

1.継続指導 2.児童福祉司等指導 3.施設措置（施設種別）
4.その他（ ）

4-2 一時保護解除後の実際の処遇はどのようなものでしたか。

1.継続指導 2.児童福祉司等指導 3.施設措置（施設種別）
4.その他（ ）

4-2で1.継続指導または2.児童福祉司等指導と答えた場合は4-3、4-4、4-5に、
3.施設措置と答えた場合は4-6にお答え下さい。

4-3 一時保護解除後、児童・保護者への対応はどの職種の職員が行いましたか。該当するものすべてに○をつけて下さい。また、主な担当者には◎をつけて下さい。

(4-2で1.あるいは2.と答えた場合のみお答え下さい。)

1. 一時保護所職員 2. 児童福祉司 3. 相談員 4. 心理判定員
5. 保健婦・看護婦 6. 医師 7. 所長・課長等管理職
8. その他の職種 ()

①どのような内容の対応を行いましたか。

1. 所内面接 回 2. 文書連絡等 回
3. 電話 回 4. 訪問 回
5. その他 () 回

4-4 児童が家庭に戻った後、一番頻度の高かった来所形態はどれですか。

(4-2で1.あるいは2.と答えた場合のみお答え下さい。)

1. 児童のみ 2. 保護者のみ 3. 児童と保護者 4. 来所なし

4-5 一時保護解除後の在宅での状況はどうでしたか。

- ①保護者の虐待が予想以上に激化 1. はい 2. いいえ
②保護者と児童の関係の改善 1. はい 2. いいえ
③援助の拒否 1. はい 2. いいえ
④児童自身の問題行動の悪化 1. はい 2. いいえ
⑤その他 () 1. はい 2. いいえ

4-6 処遇が施設措置だった場合、保護者の同意は得られましたか。

1. はい 2. いいえ 3. 不明

1. はいの場合、以下の問いにお答え下さい。

①どの保護者の同意が得られましたか。

1. 両親とも同意 2. ひとり親の同意 3. 両親のうちの一方向の同意
4. その他 () の同意

②保護者の同意を得るのは難しかったですか。

1. はい 2. いいえ

2. いいえの場合、以下の問いにお答え下さい。

①児童福祉法第28条の措置をとりましたか。

1. はい 2. いいえ

②児童福祉法第33条の6の措置(保全処分を含む)をとりましたか。

1. はい 2. いいえ

4-7 施設入所後の状況はどうでしたか。

- ①施設に適応 1. はい 2. いいえ
②児童自身の問題行動の悪化 1. はい 2. いいえ
③保護者の行方不明・面会途絶 1. はい 2. いいえ
④保護者の強引な引き取り要求 1. はい 2. いいえ
⑤保護者が児相・施設に協力的 1. はい 2. いいえ
⑥その他 () 1. はい 2. いいえ

4-8 一時保護解除後、関係機関・施設との連絡、調整、会議を行いましたか。

1. はい 2. いいえ 3. 不明

1. はいの場合、どのような関係機関・施設と行いましたか。該当するものすべてに○をつけて下さい。また中核となった機関・施設に◎をつけて下さい。

1. 警察 2. 医療機関 3. 家庭裁判所 4. 教育相談室・教育センター等
5. 少年補導センター 6. 福祉事務所(家庭児童相談室) 7. 婦人相談所
8. 精神保健福祉センター 9. 児童委員(主任児童委員) 10. 保健所
11. 保育所・幼稚園 12. 学校 13. 児童館 14. 学童保育 15. 乳児院
16. 児童養護施設 17. 児童自立支援施設 18. 障害関係施設
19. 子どもの虐待防止センター等民間相談機関 20. 町村福祉担当部局
21. その他 ()

5. 所内の虐待ケースに関するチーム体制についてお伺いします。

一時保護以前、一時保護中、一時保護解除後、所内で虐待ケースに関するチーム体制を組

みましたか。

1. はい 2. いいえ 3. 不明

1. はいの場合、関わりがあった職種すべてに○をつけて下さい。また主な担当者には、◎をつけて下さい。

職種	一時保護 以前	一時保護 中	一時保護 解除後
1. 児童福祉司			
2. 相談員			
3. 心理判定員			
4. 保健婦・看護婦			
5. 医師			
6. 一時保護職員（児童指導員・保母）			
7. 所長・管理職等			
8. その他の職種（ ）			

6. 本事例について以下のことがありましたか。

① 担当者は保護者に対して身の危険を感じたことがありましたか。

1. はい 2. いいえ

② 担当者は児童に対して身の危険を感じたことがありましたか。

1. はい 2. いいえ

③ 児童相談所長及び本庁管理職等への処遇に関する抗議がありましたか。

1. はい 2. いいえ

④ 新聞等マスコミへの電話や投書がありましたか。

1. はい 2. いいえ

⑤ 保護者が弁護士をたててきましたか。

1. はい 2. いいえ

⑥ 保護者への援助等に対して拒否がありましたか。

1. はい 2. いいえ

⑦ 保護者は虐待の事実を認めましたか。

1. はい 2. いいえ

⑧ 子ども自身に障害がありましたか。

1. はい 2. いいえ

1. はいの場合、障害の種類（ ）

⑨ 保護者の精神疾患による通院・治療の既往歴がありましたか。

1. はい 2. いいえ 3. 不明

7. 最後に本事例の全体の困難度についてお伺いします。

1. 大変困難だった 2. やや困難だった
3. 他のケースと同様 4. 他のケースより楽だった

ご協力ありがとうございました。

調査研究協力のお願い

児童家庭福祉行政にかかわる私どもの研究調査につきましては、日頃よりご理解、ご協力を賜り心より感謝いたしております。

さて、この度、児童家庭福祉行政の更なる向上に資することを目的に、庄司順一日本子ども家庭総合研究所研究企画・情報部長が主任研究者として厚生省から補助を受けた平成10年度厚生科学研究（子ども家庭総合研究事業）『被虐待児童の処遇及び対応に関する総合的研究』の分担研究である『**児童相談所における被虐待児処遇のあり方に関する研究～専門職員及び関係機関の関わり分析～**』（分担研究者：柏女霊峰）において、全国の児童相談所を対象に、『平成9年度に一時保護を行った児童のうち虐待を主訴とする全児童の処遇実態調査』を実施することといたしました。

児童相談所に通告される被虐待児は年々増加し、その効果的な援助が求められる状況にあります。厚生省においては、昨年度に子ども虐待防止の手引きを作成し、また、「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」などの通知を発出するとともに児童相談所運営指針を改定するなどその効果的な援助に向けての取組が進められております。しかしながら、児童相談所における児童虐待への取組に関して必ずしも十分な実情・実態の把握が行われているとはいえず、このことが、具体的な対策検討を困難にしている一因と考えられます。そこで、私たち研究班は、児童虐待に対する児童相談所の専門職員及び関係機関の関わりの現状について、個別の被虐待児童に対する援助の展開に着目して把握するために上記の調査を実施することといたしました。

つきましては、お忙しいところまことに申し訳ありませんが、別添の『調査票記入要領』をご熟読いただき、別紙『**児童相談所における被虐待児童に対する処遇実態調査（事例調査）**』に該当する各事例ごとに全事例についてご記入いただいたうえで別添の返信用封筒に封入し、**平成10年11月30日（月）までに下記まで**ご返送いただきますようお願い申し上げます。

なお、今回の調査につきましては、厚生省からの調査協力依頼にもありますように、厚生省の行政調査の補足調査としての性格も有しておりますので、調査票につきましては相互に調整を図っております。したがって、本調査におきましては、児童相談所における児童虐待への取組の概要につきましては厚生省による行政調査の結果を活用させていただきますことを申し添えます。

また、今回の調査結果につきましては統計的に分析し、処理いたしますので、ご協力をいただいた個々の児童相談所名や個人名、個人データが出るようなことはいたしません。また、結果につきましては、別途、ご報告させていただきます。

お忙しいところ、ご面倒なお願いでまことに申し訳ありませんが、以上の趣旨をお汲み取りいただき、当調査へのご協力につきまして格段のご高配をお願い申し上げます。

記

調査票ご返送先

〒108-8636 東京都港区白金台1-2-37

明治学院大学社会学部社会福祉学科 松原康雄研究室

平成10年10月

「児童相談所における被虐待児処遇のあり方に関する研究」研究班

分担研究者 柏女霊峰（淑徳大学教授・日本子ども家庭
総合研究所担当部長）

協力研究者 松原康雄（明治学院大学教授）
村田典子（明治学院大学副手）
尾木まり（進藤デザインオフィス研究員）
小木曾宏（淑徳大学専任講師）
中谷茂一（東海大学助手）

様

追伸：調査の実施及び調査票記入要領等についてのお問い合わせ等につきましては、下記
までご連絡くださいますようお願いいたします。

連絡先：〒108-8636 東京都港区白金台1-2-37

明治学院大学社会学部社会福祉学科 松原康雄、村田典子

TEL：03-5421-5556（松原研究室）

FAX：03-5421-5697（社会学部共同研究室）

E-mail:matubara@soc.meijigakuin.ac.jp

平成10年度厚生科学研究（子ども家庭総合研究）
『児童相談所における被虐待児童に対する処遇実態調査（事例調査）』
事例調査票記入要領

1. 研究の主旨

児童相談所が対応した被虐待児童に関する実相談件数は、平成2年度が1,101件だったのに対し、平成8年度には4,102件と、6年間で3.7倍に激増しており、その対応には多大の時間とエネルギーが費やされています。厚生省においては、児童虐待ケースマネジメントモデル事業や子ども虐待防止の手引きの作成（平成8年度）、児童虐待に関する児童福祉法の運用改善通知の発出（平成9年度）、児童福祉法改正による児童虐待等処遇困難事例への対応の強化（平成10年度から）など効果的な援助に向けての取り組みが進められてきています。しかしながら、児童相談所における児童虐待の取り組みに関しては、必ずしも十分な実状、実態の把握が行われているとは言えず、このことが具体的な対策の検討を困難にしている一因であると考えられます。

そこで、本研究班は、このような背景に基づき、厚生省から補助を受け、『児童相談所における被虐待児処遇のあり方に関する研究－専門職員及び関係機関の関わり分析』に関する調査を2か年かけて実施し、児童相談所における被虐待児童に対する効果的な援助のあり方について考察することを目的にしています。

今年度は、平成9年度に受理した児童虐待事例のうち、当該年度中に一時保護を行った事例を対象に、児童虐待に対する児童相談所内の各種専門職員のチームワーク体制及び関係機関とのネットワークの形成の現状や課題について、個別の被虐待児童の援助の展開に着目して把握することによって、児童虐待への効果的な処遇システムや、ネットワーク・システムを構築するための基礎資料を提供することを目的に調査を実施したいと考えております。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、以上の主旨をお汲み取りいただき、よろしくご協力下さいますようお願い申し上げます。

なお、調査結果につきましては、統計的に分析、処理いたしますので、ご協力いただいた個々の児童相談所名や個人名、個人データが出るようなことは致しません。

2. 調査の対象

全国の児童相談所が平成9年度に受理した児童虐待事例（『養護相談』中の『虐待』に分類された事例）のうち、当該年度中に一時保護（委託一時保護のみの事例を除く）を行った事例すべてを対象とします。

3. 調査票記入の方法

- ①児相番号・・・児童相談所番号はあらかじめ記入してありますので、その右側に各児童相談所で平成9年度に受理した児童虐待事例のうち、当該年度中に一時保護を行った事例についての通し番号をご記入下さい。
- ②平成9年度に受理した児童虐待事例のうち、当該年度内に一時保護が数回行われた場合には、直近の一時保護時をご記入下さい。
- ③大変申し訳ありませんが、調査票が足りなくなった場合は、コピーしてお使い下さい。

調査の内容は以上の通りです。お忙しいところお手数を煩わせて誠に申し訳ございませんが、本調査の主旨をお汲み取りいただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

研究要旨

子ども虐待・ネグレクトにかかわる児童相談所への通報件数が増大しつつある。だが、全国174カ所ある児童相談所の対応は、必ずしも標準化されていない。子ども虐待・ネグレクトを予防する民間団体からも多様な問題が指摘されている。

本研究は、3ヶ年の計画で、最終的には、日本版の子ども虐待・ネグレクト・リスク・アセスメントモデルを作成することを目的としている。

日本版『子ども虐待・ネグレクト・リスク・アセスメント・モデル』が作成されれば、全国174カ所の児童相談所が同じガイドラインでアセスメントをすることになり、子どもの権利擁護活動も全国的に均一化させることが可能となる。

平成9年度は、A Child Risk Management Model（オーストラリア）の翻訳と検討、さらに、新たに入手したカナダ国ブリティッシュコロンビア州政府子ども家庭省が作成した The Risk Assessment Model for Child Protection in British Columbia の翻訳と検討を行った。

平成10年度は、カナダ国オンタリオ州政府コミュニティ・ソーシャル・サービス省が作成した Risk Assessment Model for Child Protection in Ontario と Eligibility Spectrum の翻訳と検討を行った。さらに、上記3つのモデル①オーストラリア版、②ブリティッシュコロンビア版、③オンタリオ州について、全国7カ所の児童相談所の児童福祉司を対象に、日本版を作成する上での課題について面接調査を実施した。上記3モデルについては、別に印刷公表予定であり、本報告には面接調査の概要を中心に報告する。

なお、最終年（平成11年）には、日本版『子ども虐待・ネグレクト・リスク・アセスメント・モデル』の作成を予定している。

ー海外のリスクアセスメントモデルに対する児童相談所職員による評価聞き取りー

A. 研究目的

近年、増加傾向にある子どもの虐待相談に対して、児童相談所が即座に適切な介入を行うことが求められている。その時に、諸外国で取り組まれているようなリスクアセスメントのツールは、実務上非常に有用なものを提供してくれるだろう。今回の調査では、諸外国の3つのモデルを現場の児童相談所児童福祉司に検討してもらい、いくつかの観点からの評価を得て、我が国でモデルを作成する時の基礎的な課題や問題点を浮かび上ら

せることを目的としている。

用いられたモデルは、

①カナダ国オンタリオ州コミュニティ・ソーシャル・サービス省

「子ども保護のためのリスクアセスメントモデル」

「サービス開始要件」

②カナダ国ブリティッシュコロンビア州子ども家庭サービス省子ども保護コンサルテーションサービス局

「子ども保護のためのリスクアセスメント

モデル」

③オーストラリア・ビクトリア州

「子ども虐待におけるリスクマネジメントモデル異職種間の協力のために」の3つのモデルである。

B. 研究方法

上記3モデルを大阪府東大阪子ども家庭センター、大阪府岸和田子ども家庭センター、及び大阪市中央児童相談所、神奈川県中央児童相談所、埼玉県中央児童相談所、東京都児童相談センター、東京都足立児童相談所の7カ所に於いて、聞き取り調査を実施した。

C. 研究結果

各モデルを検討する時の観点

(1) 法的な枠組みに関して

日本の現在の法律で実施できる部分はある点か。

日本の児童福祉に関連する法律を変えないと実施できない部分はある点か。

(2) 用語に関して

アセスメントの項目の用語や事例についてわかりにくかったり、日本の事情に合っていないと考えられる部分はある点か。

現在児童相談所でアセスメントの際用いている用語と、各モデルの中で使用している用語に対応するものについて。

(3) 調査・アセスメントに関して

現在の児童相談所における調査はどのような視点、意義で行われているか。

現在の児童相談所において子ども虐待・ネグレクトケースに関するアセスメントはどのように行われているか。

(4) 各モデルの評価

3つのモデルの文章、項目、表など記述様式を参考にしながら、自身が使うとするとどのような様式の文書が使用しやすいか。

アセスメントモデルの資料として3つのモデルは分量、記述・説明の詳しさについて適切か。

日本の児童相談所で使用する場合、3つのモデルのうちのどれが適格的であるか。

という4つの観点からの聞き取りを調査者が各児童相談所を訪問して実施した。

その結果を、今述べた4つの観点からまとめて報告することにする。

1. 法的な枠組みに関してー児童相談所でのヒアリングからー

提示された3つのモデルについて、日本の現在の法的な枠組みの中で実施できる部分と、法律を改正しないと実施することが難しい部分とを検討してもらった。このような観点からの聞き取りでは次のような評価が得られた。

①与えられたリスクアセスメントの指標を用いている国では、裁判所での判断を求められるシステムとなっている。つまり法的な枠組みの中で、親や子どもといった当事者や子どもを保護するソーシャルワーカーといった関係者の間で、情報が開示されることが前提である。個人情報の開示や保護の問題が未だ議論すら不十分な日本においては、このようなアセスメントの次には、必ずその問題が出てくると思われる。

②リスクアセスメントでは、将来の危害の可能性についてを問えるが、現行の児童福祉上では、その点が曖昧であり、また司法上は犯罪の構成要件を満たすことが必要となってくる。警察権は予防をも想定しているため介入は可能ではあるが、民事との関係で言うと微妙な場合もあり、この点が日本では理解するのが非常に難しい。

③日本の法体系のシステムが、3つのモデル

国とは違うので、このリスクアセスメントモデルを活用する場合、大がかりな福祉・司法・教育といった法体系や行政のシステム改革が必要となる。

④日本の虐待についての社会的認知度が3つのモデルの国よりも、まだ低いため実施するためには、関係機関の理解を深める必要がある。具体的には児童福祉法第34条の禁止事項の検討が必要であろう。近年、子どもへの性虐待の事件に対して警察がこの条項を用いて加害者を逮捕しようとする動きもある。しかし、さまざまな社会機関がこの問題に対して認知・理解を深めることが、予防や防止に繋がると考えられる。

⑤3つのモデルの国のアセスメントモデルは、それぞれの国の裁判所への調査資料として提出しているものであり、非常に綿密に、かつ客観的に整理されている。日本においては、児童福祉法に限らず、大がかりな法体系や制度の変革が求められることになると思う。

⑥法律の相違から実施するのは困難とを感じる。ただ、ビクトリア州のものは異職種間の協力ということで、実施する上で示唆に富むものと思う。

⑦オンタリオ州のサービス開始要件にあるサービスメニューを見ると、里親、ボランティア、カウンセリングなど日本では乏しいメニューが散見されている。法的枠組みの相違とともに、サービスメニューという点でも課題があると思う。また子どもを保護できる裁判所のシステムなどかなり抜本的なシステムの変革が必要とを感じる。

2. 法的な枠組みに関するコメント

先日の新聞報道で、1998年の1年間に、虐待により死亡した18歳未満の子どもが1

31人にのぼったと調査報告がなされた。（「子どもの虐待防止ネットワーク・あいち」／CAPNAの調査、朝日新聞朝刊 1999. 3. 7付）。本当に痛ましい限りである。ましてや、死亡件数は年々報告数が増加しているのである。なぜ、このような痛ましい死亡事件が起こるのであろうか。その要因の一つとして考えられる、日本における「法的枠組み」についての問題点を考えてみたい。

法的枠組みから虐待・ネグレクト問題を検討する際の登竜門は「親権」であろう。親権についての解釈は周知のように歴史的・社会的背景によって変遷している。民法制定当時の「家」のためにあるという親権の捉え方から、やがては親子関係に他人は干渉してはならないという「親」のための親権解釈がなされてきた。そして、ようやく現在は「子ども」のためにある親権という解釈に発展してきた。しかしながら、現実には「子ども」のためにある親権という解釈が一般化されたとは言い難い。未だに親権とは「親」のための権利認識のままというのが実情のようである。この理解により、子育て過程のつまづきが、すべて親の責任に帰着し、個人が抱え込んでしまう密室子育てに陥り、陰惨な状況を作り出している。この親権の壁に立ち向かうには、「子どもの権利」認識の希薄さを解消することが、まず求められるであろう。「子どもの権利に関する条約」が発効しているにも関わらず、その周知・徹底が不十分なうちは、子どもの保護の適正化を図ることは難しいであろう。もちろん国民全体に「子どもの権利」を認識・理解されることは相当時間を要するであろう。しかし、これは、子どもを保護する社会の基盤として必要な要素であると考えられる。

また、同時に児童福祉法の第25条の通告を努力義務ではなく、もっと実体化していくことも必要であろう。現実的には、学校の教師、保育士、幼稚園教諭、医者、看護婦、保健婦、助産婦などが25条を知っていない。

親権濫用による犠牲者を救う上で、親権喪失や28条の申し立てという手段が想定されている。しかし、実際の申し立て件数は、虐待・ネグレクトの発生件数よりも低くとどまっている。この点では、家庭裁判所の実務上の問題点も指摘されているが、少年法の改正の議論で少年審判のあり方が再考されている中、子どもの福祉事件にかかる大人の審判のあり方も再考されるべきであると考えられる。また、現行法では、申し立てが子どもの親族や児童相談所長、検察官に限られているが、当事者である子どもからの申し立ても認めるべきであろう。意志能力のある子どもの意見は積極的に傾聴していかねばならないし、意見を十分に表現できない場合は、第三者によるアドボケートが求められると思う。

次に、児童福祉法第29条の立ち入り調査についての問題点に触れたい。これは第28条の運用の適正化を図るため、事実関係を把握する目的で認められているものである。また、家庭裁判所の承認を前提とした調査にとどまらず、1997年6月に児童家庭局長通知で示されたように、虐待等の蓋然性、子ども保護の緊急性、保護者の協力の程度などを総合的に勘案して、積極的な立ち入り調査の運用が認められる点は評価できる。しかし、実際の調査では、保護者が素直に虐待の事実を認めることは希である。保護者が行為事実を虐待と認識できない場合や、その行為を隠蔽しようと企てる場合も考えられる。いずれにせよ、実際には支障をきたさない調査は困難と想定される。ここには2つの問題点がある。1つめは、虐待行為であると認識できる客観的な法的基準が示されていないからである。保護者が納得するための法的な枠組みが必要であろう。これは子どもへの禁止行為のみならず、「環境上養護の必要な児童」がどのような法的規定を持つかということも含まれる。つまり、保護者に対して厳然たる法的基準がない中では、「説得」しか手だては

ないという状況から脱することは困難である。

2つめは、調査の段階で、虐待者からの加害行為等が想定される。前述の局長通知でもこの点には触れているものの、警察の協力には事前に協議を行い、連携するものという表現になっている。虐待ケースは、子どもの生命を守ることが第一義的に位置づけられなければならない。常に緊急性に備える仕組みが装置されていなければならない。よって調査には常時警察が同行できる体勢が採られているくらいの連携が必要であろう。加えて、この第29条をより効力のある条項にするためには、裁判所からの命令による実施という担保も希求されるであろう。

最後に、児童相談所長の法的権限について述べたい。児童福祉法第33条では子どもを保護する必要性があると認められるとき、一時保護できるという規定がある。これは、子どもの生命に関わる緊急事態の避難の目的は達せられる重要な権限ではある。しかし、この一時保護についての位置づけは、法的にはもっと詰める必要がある。本来、個人の自由を拘束したり制限したりするには、裁判所の承認や命令が必要であり、また保護場所の指定や教育上の問題、保護期間など、法的な条項で明確にしていく必要もあると考えられる。

また、33条の7では所長が親権喪失の申し立て者として「できる」規定にあるが、実務上では明確な職権とは言い難いし、保全処分や告訴も当事者の利害関係を前提としているために現実の運用では難しい。このような保護者と対峙する関係は、やはり現状の児童相談所が担っている役割等を考えると、児童相談所長以外の法的な権限のある者が担うことが必要になってくるであろう。

以上、法的枠組みについての問題点を列挙したが、日本では第三者の介入権限の脆弱さが問題であろう。また、今後の子どもの保護の視点としては、親子分離に焦点が当てられ

がちであるが、可能な限り在宅での保護も検討の余地があるのではないだろうか。それには、在宅での保護という形態に法的な裏付けを持たせることも必要であろう。

基本的には現在の法律でできないところはない。ただし、こうしたマニュアルに沿って行動をする際の根拠となる法律が日本にはないので、やりにくい部分はある。例えば、介入時など、法的な後ろ盾が日本では弱く、やりにくいと感ずることがある。法律をどのように変えるべきかという点に関しては、介入される側が介入を拒否できないような法律があると良い。また、様々な面で、時間がかかりすぎるきらいがあるので、即効性を重視したシステムが望ましい。日本はカナダなどに比べ、こうした際の家庭裁判所の力が弱いように感ずるので、家裁が即座に承認し、それによって動けるようなシステムが必要ではないかと思う。

3. 用語に関して一児童相談所でのヒアリングから一

ここでは、リスクアセスメントに出てくる項目の用語や事例について、日本の実情と合っていないと感ずる部分や、現在の児童相談所で用いられているアセスメントの際の用語について、また現在使用している用語に対応しているリスクアセスメントの用語などについてを質問した。

①日本では、まだ虐待という用語について法的な定義が充分ではない。abuseという用語もこれらのリスクアセスメントの中では非常に広い定義をしている。特に犯罪を犯す子どもも親の不適切な養育の範疇に入っており、また家庭内暴力（ドメスティックバイオレンス）も入っている。このあたりの用語の使い方の課題があると思う。親に何らかの養育上の制限を設けようとした場合、現行の児

童福祉法第34条をどう考えるかということと関係してくると思われる。

②養育者、親という用語もブリティッシュコロombiaのものは日本に近い定義をしているが、オンタリオのものは、さらに広い視点を持っている。子どもに関わる養育者が複雑化していく可能性と子どもへの不適切な関わりが社会の中で広く認識されるようになることを考えると、養育者という用語は、さらに広い視点で考える必要があるのかも知れない。

③保護という用語がモデルで用いられているが、家族から分離するのか、一時保護するのか、あるいは在宅で指導するようなかたちになるのか、日本で言う措置とは別な幅広いものを含んでいるように見受けられる。例えば、裁判所での試験観察のケースなどは調査官のもとに保護者や子どもを通わせる命令が下される。そしてそれが守られなければ即刻審判が開始されるし、拘引状を出して検察が身柄を拘束することもできる。このような強権発動的な指導が採れるものがあれば、日本でも保護という用語がもっと具体的な実効性のあるものと考えられるだろうし、子どもを分離することだけに囚われるのではなく、例えばイギリスでのケア・オーダーのように、どのように家族やケースに介入するかという発想になっていくと思う。

④3モデルの国の虐待状況は、日本とさほど差違はない。しかし、保護者のチェック機構（過去の虐待のキャリア等）については、日本の実情では不可能である。

⑤ビクトリア州の（P. 9）「リスク」、「危険因子」、「危惧される結果」、「危険低減要因」の各々の意味内容がわかりにくい。

⑥危険度、モニタリング、保護の必要性などの用語は日頃も用いている。しかし、リスク

アセスメントという用語を用いるよりも「危険度の評価」でも良いのではないだろうか。

4. 用語に関するコメント

今回の訪問調査では、3つのリスクアセスメントモデルについて全体的に、質・量ともにボリュームがあり過ぎるという回答が多かった。また、法体系の部分においても日本と異なることを挙げ、モデル3カ国では、裁判所への提出資料としてのリスクアセスメントとして重大な意義と役割を持っていると言える。日本においては、子ども虐待・ネグレクトについては、児童相談所が通告から保護まで、すべて同一機関でなされており、現実的には、一人の担当のソーシャルワーカーに全ての重責がのしかかっている現状がある。これらの状況において、ソーシャルワーカーが、この3つのモデルのボリュームで実務を行うのは困難な状態であると言える。

さて、訪問調査の際に資料として頂いた「児童虐待一時保護および児童福祉施設への措置決定要因—全国児童相談所調査—」（加藤曜子他、1995）によると、日本における児童虐待による保護の決定要因の大きな項目として、（1）虐待・子ども、（2）親、（3）家庭・生活環境、（4）援助関係についての用語が使用されている。このあたりの用語についてを各モデルと比較検討してみることにする。

（1）虐待・子どもについて前出の文献で外傷・生命の危険・子どもの精神状態・閉じこめ・締め出し等が具体的用語として列挙されている。しかし、オンタリオ州の「サービス開始要件」では、さらに詳細に「残虐な扱い」という用語を使用し、子どもが一週間以上外出を許されなかった場合という事例を明示している。虐待という用語から「子どもへの不適切な関わり—マルトリートメント」という

理解がされつつある今日、もっと広い定義が求められるかも知れない。

（2）親については、オンタリオ州の「サービス開始要件」や、ブリティッシュコロンビア州ともに、「養育者の資質」の中で、また、「現在の親が関わった虐待・ネグレクトの歴史」という項目で、虐待・ネグレクトを行った前歴についてを評定する項目がある。しかし、現在の児童相談の現場では、このような調査を行うことは、各機関の連携の程度や、機関間での虐待問題への認識の相違から、現状では不十分な調査しかできていない。

（3）家庭・生活環境では、前述の文献では、子どもを守る人がいない・孤立的・生活環境が悪い等が用語としては挙げられているが、オンタリオ州のものでは、「子どもの基本的ニーズに対するネグレクト」の用語の例として、家庭内の衛生状況の中で、ちりやほこりが一面に積もり隅の方にたまっている状況という具体例を挙げている。住環境に関して基本的に個人の努力に帰している日本の住宅政策の中で、子どもの住環境に注意を向ける必要と、その認識の差違を垣間見る事例であるのかも知れない。

（4）援助関係においては、同じく前述の文献では、医療機関からの情報、親の機関介入の拒否、援助関係継続困難等が挙げられている。ビクトリア州のものでは、援助関係の情報収集として、リスクアセスメントのためのノートが表になっており、「加害者の意図、子どもの希望」等が用語として使用されている。現在の日本でも保護者や子どもの意見の聴取が求められるようになってきたが、ソーシャルワークにおけるメンタルヘルスの重視という点では、援助制度も含めて再考する余地があるように感じる。

最後に、どのフォームも「通告されたケースへの対応時間を決定する」という項目を設けて、対応時間を決定するための特別な判断基準を定めている。日本では、従来福祉事務所の保護ケースでは対応ケースの峻別を行っ

ているが、児童相談所においても必要であるのかも知れない。

以上、簡単に日本と3モデルの用語とを比較検討してみたが、日本の実情と比べて、3モデルについては実務者が使用する際に、非常に詳細に判りやすい用語を使用しており、具体例を多々列挙しているのが印象的であった。このことは、子どもの虐待・ネグレクトのリスクマネジメントの判断基準の際に、非常に効果的かつ有効的なものである。さらに個々のケースについて、より客観的な判断がなされるために資するものであろうと考える。最後に、今回の訪問調査の際に、「児童相談所における措置が行政処分であるにもかかわらず、その判断基準が明確ではない。」という指摘があったが、筆者も明確な基準が、その他のグレーゾーンを底上げするという考えを持っている。

現状の制度の中で、虐待・ネグレクトで社会的保護を必要としている子どもや保護者に対して、ソーシャルワーク実践の基本である「信頼関係」を保ちながら、押せば引き、引けば押すの粘り強いケースワークを展開している児童相談所や施設の関係者が、より良いケースワークを実践できるように、その指針として、3つのモデルが活用されることを望んでいるのは、決して筆者だけではないと思う。

福祉職以外にもあらゆる分野の人が関わっているのも、あまり難しい専門用語は使用せず、誰にでもわかるような簡単な言葉を使っている。実際、神奈川の専門職同士でも、ほとんど難しい専門用語は使わず、日常的に使うようなわかりやすい表現で話をする人が多い。ネグレクト、リスクなどの用語を使用することもあるが、共通の枠組ができていない。同じ児童相談所の職員でもそうだが、都市部と地方の児童相談所の間などでは、なおさら言葉の認識や扱い方に違いがあると思われる。

率直に言えば、専門的な用語すべてについての解説が欲しいところである。例えば、アセスメント、マルトリートメント、ネグレクト、リスク、ウェルビーイング等は、まだまだ浸透していない。たとえ、実際に使っているとしても、改めて考えてみると頭をひねってしまうような状況である。これらの用語は、共通の枠組ができていなかったり、職員によって深刻度に差があるように感じることがあるので、その点を考慮した解説があるとよい。また、虐待といったなじみのある言葉でも、「せっかん」のような身体的虐待のみを想定し、その他の性的・心理的虐待を軽視する傾向がある場合もあるので、その辺の言葉も解説がついていれば、用語の共通の枠組を形成するだけでなく、虐待に対する職員の認識も改革できるのではないかと。

現状では、用語についての共通認識ができていないとは言えない状況であり、福祉職以外にも、あらゆる分野の人が関わる可能性があるため、基本的な用語等についても細かい解説が必要かと思われる。

5. 調査・アセスメントに関して

ここでは、現行の児童相談所における調査の観点や意義、また子ども虐待やネグレクトのアセスメントの実態について調査をした。

①調査の意義については、分離か在宅かの判断というのが当面の課題ではあるが、子どもの人権の擁護の観点から、子どもの最善の利益の確保をどうすすめるか、その中での親の権利と子どもの福祉という問題、つまり親子関係の修復をどう調整できるのか、虐待関係を防止できるのかといったあたりが調査のポイントとなっている。

②現在の児童相談所におけるアセスメントについては、まず相談・通告があったら、子どもの状態を聴く。傷の程度や、虐待の頻度、

どのような虐待手段を用いているのかなど具体的に聴く。そして、傷などに関して治療の必要性の有無。また、家族関係やアルコール依存、精神保健的な点など、経済的要因や社会的要因などを聴く。このようなかたちで何らかのリスクを判断しようとはしている。そして、虐待を受けている子どもの経験的臨床像と照らし合わせている。ただ、調査の上で聴きたくても聴けないものもある。例えば、宗教や犯罪歴など守秘義務のあるような項目については他機関からも出てこないし、また児童相談所としても他機関に出し難い。

③調査の意義を言えば、一時保護する際に、社会調査・心理調査などの調査結果に基づいた対応が可能となる点であろう。

④通告等があれば担当ワーカーと、後一人の複数で家庭訪問をする。調査結果について児童相談所内で、子どもの状況・時間的猶予・心理的側面・家族力動面など総合的観点からアセスメントを実施する。しかし、チェックリストはない。今後チェックリストの作成が求められている。

6.調査・アセスメントに関して

今回、児童相談所での聞き取りを実施して調査・アセスメントという観点から若干のコメントを付しておくことにする。

現行の児童相談所での調査と、今回のリスクアセスメントとの相違の中で、まず挙げられることは、24時間以内に対応しケースの評価を下すといったことがアセスメントでは法的に期限を設けているという点であろう。児童相談所の運営指針では、調査はあくまでも当事者との合意と非審判的態度で望むということが明記されている。しかし、今回用いられたアセスメント指標では、子どもの社会的保護に関する専門職の判断を優先しているように考えられる。それは、社会が子どもや

家族に責任を負うということが *accountability* (説明責任) としてコンセンサスを得ているか、あるいは基本的に家族問題に社会が介入しないのを前提としているかの差違でもあるように思う。ただ、近年の子どもの虐待ケースについて児童福祉法の第28条を用いて子どもを保護するようなケースが増えてきているが、今後このような方法を採用することが一般的に認められるとなると、この説明責任のあり方は必ず問われる問題となると思う。その時には、このようなアセスメントのフォームは、必要となってくるであろう。

また、調査そのものについて、このようなフォームで調査を行うとなれば、調査力そのものが問われる。例えば、警察の調書は捜査権に基づいて作成される。現状の児童相談所の調査権限は捜査権ではないとしても、警察と連携を取る中でかなり実効力のある調査も可能であろう。ビクトリアのモデルが機関の間での協力を失敗していることが、子どもの虐待死亡事件を生み出しているという指摘は、決して他国の話ではない。調査力という点でも、関係機関がガイドラインを持ち、共有していることが求められる条件となろう。この点では、近年ニューヨーク市で取り組まれているソーシャルワーカーと警察との合同による「即座に対応するチーム」の実践は非常に参考になるものであろう。

ただし、問題もある。それが今回の調査でも指摘されたように、個人情報の当事者管理という課題である。守秘義務と開示の問題は、まだ日本では議論が煮詰まっていないが、今後アセスメント指標を作成する中で考えておかなければならない問題であろう。

各項目や情報のある部分を非開示にするか、開示にするかの法的な判断根拠が具体的には必要となってくるであろう。また、アセスメントの過程に当事者が関与する方策も求めら

れることを考えると、現行のように児童相談所だけに重責を負わせているシステムは再考されるべきであろう。

このようなことを考えると、司法判断が入ることの少ない現行の子どもの保護システムは問題が多いとも思える。それは、裁判所で客観的判断を得るといった問題以上に、子どもを保護する側と子どもや家族といった当事者間の論争や合意、納得を得る手続きといったことが、十分に保障されていないからである。これが保障されて初めて、アセスメントの中身を開示できるようになると言っても過言ではないだろう。

最後に、このようなシステムを想定すると、現状の児童相談所の職員の業務の質や量の上に構築するのは、かなり過重なものになるだろう。ニューヨークでも、トロントでも子どもの社会的保護に携わる職員の業務は、かなり焦点が絞られ、役割が分化している。例えば、ニューヨーク市では、市のワーカーはケースの調査を実行し、裁判所へ社会的保護の根拠を持ち込み、家族に対して証明、論争し、子どもを里親保護するまでの業務を担っている。トロントのCASでも、インターワーカーが、このような業務を担っている。現行の児童相談所の業務は多様であり、多岐に渡っている。子どもを社会的に保護するという点だけを考えた場合、その説明責任を担う部分に業務を焦点化することも必要なのかも知れない。つまり、今回のリスクアセスメントのような業務であり、その他の社会サービスに委託した場合のモニター業務といったところになると考えられる。

(農野寛治)

調査は、「親や子どもとの関係づくり」を最も重視して行っている。特に家裁に力がないということもあり、法的に児相の力も強くないので、親子をなんとか児相の土俵にのせ

る努力が必要になる。親子を分離する際に必要な情報を得るためには、「お母さん、子育て大変だよね」などと、時には子どもを悪者にして親と関係をつくり、情報を得て、一時保護にもっていくという形をとることもある。一時保護所への入所は、子どもの保護だけではなく親子の分離の意味、すなわち、子どもの緊急避難の場としてだけではなく、子どもの行動観察、短期治療の意義がある。親子を分離して始めて見えてくるものは多い。子どもを親から分離して一時保護所に入所させると、子どもには心理の担当者がついて観察することになるが、おおよそ3週間でだいたい子どもが見えてくる。

具体的には、大きく2つの段階にわけられる。

通報が入った時点で、子どもはどこにいるのか、安全か、家族の状況、保護の必要性、誰といるのか、生命の危険、介入の必要性等、病院などの関係機関、地域等から情報収集するとともに、複数で現場に行き、通報の状況を確認する。その上で、親の様子や子どもの状況を把握し、次のつなぎをつける、連絡先を教えるなどの関係づくりをするのが調査の第一歩である。その後も、来訪か訪問かで関係を続けながら、保健所や保育所等からさらなる情報収集を行って家族像・家庭像を描き出し、方針を決定するといった具合である。親・子の生育歴や、親子関係、経済状況、親族等代替りの養育者の有無、利用できる資源、関わっている機関があればその機関の関わり方や考え方等について、親や関係機関、時には祖父母からも情報を得て(例えば、親の生育歴を把握する際など)、家庭復帰が可能かどうかを判断する。家に戻せるかどうかに関しては徹底的に調査を行っている。

「調査」を実施し、おおよその家族像や親・子の状況が見えてくるまでに、ほぼ1ヶ月を要することになる。

日本では、カナダなどのように証拠集めといった視点での調査ではない。捜査は警察の

仕事であり、やってはいけないことになっている。警察との連携は必要であるが、概して連携は不十分であり、警察は虐待に関して認識が低いように感じられる。また、情報公開の面で規制が厳しくなり、親の同意書がないと児童福祉司であっても戸籍が見られないというやりにくさもある。

家族から最初の関わりを拒否された場合、先にも述べた通り、日本では家裁の対応に即応性がなく時間がかかるため、その間に状況が変化して対応をせまられたり、家族と関係を保ちつづけなければならないなど課題を抱えている。

また、日本では児童相談所のイメージが良くないので介入部分でやりにくい面がある。海外では福祉局が身近にあるが、日本の児童相談所は「問題のある子どもの対応を行う場所」という良くないイメージがあり、それが壁になっている。例えば、児童相談所が行くと、親は「何できたのか」「誰からきいたのか」といったことを気にするため、状況としてはわかっているが「児童相談所」としては入りにくい。民生委員など児童相談所よりもその家族とうまくかかわっている機関等があれば、そこに調査を依頼したり口添えを頼むこともある。

7. 日本の事情に合っていないと感じた部分

①「サービス開始要件」セクション2「項目犯罪行為に及んだ12歳未満の子どもに対する養育者の対応」…このままでは使えないのでは。日本の少年法を考慮すると14歳未満に変えた方がいいし、項目自体も記入できないケースが想定され、要検討。

②「サービス開始要件」セクション3「項目2 大人同士の対立」…この項目は重要だとは思いますが、日本ではこのような問題は家庭内の問題として処理されやすく面に出てこないため、問題意識も低い。こういったことをとりあげるかどうかは書く状況によって異なり、基準が作りにくい。

③「サービス開始要件」セクション6「カウンセリングの要請」…わが国においてはカウンセリングを行う職員の資質や、人材確保等の面で問題が考えられる。

④ネグレクト、心理的な部分に関して、日本では虐待として扱わない文化がある。まだなじみのない部分なので過敏な反応があるのではないか。地域によっては、取り入れないところもあるのではないかと思うが、逆に意識の啓発になることも考えられる。この部分は、子どもからも大人からも聞き出しにくく、判断の根拠は、地域や関係機関等、周辺からの情報に頼ることになり、大部分が推測になってしまう恐れがあり、アセスメントの信頼性が危うくなることが懸念される。実際、事実としてでてくるものは扱いやすいが、心理的影響などは、慣れないとチェックリストに記入する場合など自信をもって対応していくのは難しい。

⑤通報に対しては、既存の電話通報連絡票(資料1)に記入する。そして一つ一つのケースについてファイルを作成し、家族の像などを記入する。通報があった段階で、虐待かどうかの判断、レベル等について、担当職員、地区担当職員、心理担当職員、各課長、部長などで直ちにカンファレンスを行い対応する。

⑥また、毎週火曜日に1日かけて処遇会議を開き、通報があったものや、保護中の子どもについて等、1週間の経過を全ケースについて報告、検討する。原則として全員参加で実施しており、精神科の医者も必ず出席している。会議では、実際の援助計画等その後の予定などが話し合われるが、具体的には、虐待の深刻度、どういう場合に踏み込むか、どのようなサポートシステムが作れるか、家庭においておくべきかどうか、里親か施設か、どういう状況なら家庭に返せるか、などを検討する。

⑦また、緊急の判定をする際には、それまでの経過、どこからの通報か、家族状況、生育歴などの項目や、この先どう対応していき

いか、どうすべきかという担当者の意見を聞きながら全員で討議していく。

決まった様式は無いが、一つ一つのケースについて、情報収集、計画作成をその都度記録し、それに仮説や推測を加えたものをファイルしている。それは毎週検討し、検討した結果をまたファイルに追加していくことをやっている。

⑧現在は、マネージメントの部分はきちんとやっているが、アセスメントの部分が弱い。次の段階に続く援助計画を適切に立てられるアセスメントモデルを希望している

8. 各モデルの評価

最後に、3つのモデルに関して、分量や記述、様式などを検討してもらい、強いて使用するとしたら、どのモデルが適合しているかを問いかけた。

①全体的にはオンタリオ・モデル。読んですぐ書けそうなところが良いが、判断の根拠をまとめるのがやりにくい。部分的にはオーストラリアモデルの「リスクアセスメント（情報収集）のためのノート」（p.11-p.12）のような形式や、BCモデルの「子どもが現在直面している危険性の評価」の表などが良いと思うので、これらを組み合わせたものが作れば良いのではないかと。

②ブリティッシュコロンビア、オンタリオのものは、ニューヨークモデルを下敷きになっているようで、ほぼ同じものになっている。ただ、オンタリオのものは介入ラインを明確に定めてある点が、非常に評価できる。

③どのものも法的な根拠に基づいて規定されており、この点での日本の現状を考えると明確に法的な根拠を求めることが難しく、乖離しているという印象が強い。

④この3つのモデルでビクトリアのものが評

価項目の積み上げによる判断に頼らないものを提示している。この点では、大阪で考えようとしているものに近いという印象がある。ただし、ソーシャルワーカーの力量はかなり問われるものとなっている。

⑤現実にこのモデルを運用するとなると現状では困難なことが多いが、実務研修に利用するとなると非常に有効であると感じる。

⑥ビクトリア州のものが具体的な項目が簡素化されており、この3つのモデルでは実用的であろう。オンタリオ州のものは、ボリュームがありすぎる。しかし、「サービス開始要件」については興味がある。

⑦実際の実務に使用するには、それぞれにボリュームがありすぎるが、児童相談所職員の研修に用いる資料としては、大いに活用できる。

⑧日本の児童相談所職員の実務としては多すぎる。

⑨量的に多すぎる。

⑩日本とは虐待に対する法的背景が違うので、アセスメント自体は参考にできるが実際に使用するとなると難しいと思う。

⑪現状では、対応の時間的な点で厳しいので、強いて選ぶとしたらオンタリオ州のチェック方式。しかし、チェックの後にあるワークシートまでの記入は困難。

以上、実務的には、概ねビクトリア州のものに親和的である一方、オンタリオ州の「サービス開始要件」には関心を持っていることが聞き取りから伺えた。

① 児童相談所にとって十分に活用しやすい

視点に立つことが必要である。

海外の諸モデルでも前提とされ、本研究でももとより第一義的に考慮されている視点ではあるが、児童相談所のあり方に幅がある現状（注1）やリスクアセスメント・モデルに関する職員研修体制を整えること等を考慮しながら進めないと、「モデルはできたが、現状とあまりにもかけ離れてしまっている」という、目指すべき目標（＝作成したモデル）と現実的に対処できる範囲の間であまりにも極端すぎる乖離を生み出す恐れがある。

（注1）たとえば、地理的な特性や専門職の配置状況などへの配慮が必要であろう。

② 海外との事情がまったく違うので、現行法における児童相談所等の活動指針としては基本的にはシンプルなもの望ましい。

海外のモデル、とくにカナダの2モデルは法的なバックボーンがはっきりしており、それに基づいた強権的な対応も可能となっている。そして、その法律を実行するための人員確保なども整っている。

翻って日本の現状は、児童相談所が積極的に介入できるだけの法的な裏づけが弱く、人員配置もなされていない。結果、あまりにも根拠の薄弱な「虐待の疑い」（注2）だけで介入（注3）を進め、決められた対応時間内で保護するかどうかの決定を下すのが困難なことがしばしばである。これまでもこうした児童相談所の対応については、後手後手に回りやすく、批判の対象にはなっていた。しかし、法的な裏づけがない以上、せいぜい「何かお手伝いできることはありませんか」という支援のスタンスを持って調査を行うのが多くのケースでは妥当であると思われる。もちろん、北米のような investigation（注4）を

児童福祉司が行うこともあるが、関係機関の収集・提供する情報をもとにして investigation の機能を児童相談所に保つことが多くのケースでは現実的である。

（注2）たとえば、「ちょっと変わったお母さんがいる」というだけの情報しか得られないこともしばしばである。

（注3）日本の児童相談所という「介入」とは、ソーシャルワークの介入概念よりも狭く、「行政が積極的に問題解決への働きかけを行うこと」を指す場合に用いられる。なお、「介入」の必要性の有無に関わらず、家族の側に援助を求める意思がある場合には、児童相談所は「介入する」のではなく、「援助を提供する」という表現を用いている。

（注4）「北米のような investigation」とは、ここでは「立入調査により虐待の有無及び発生状況の確固たる根拠を押さえること」と理解している。よって、「北米のような investigation」とは、日本の児童相談所ではむしろ上述した「介入」に包括される概念として捉えられるものである。本論中で指摘してあるように、investigation（「虐待の有無及び発生状況の確固たる根拠を押さえること」という機能は、立入調査よりも関係機関からの情報収集という形で行われる方が主流である。この情報収集と児童福祉司による家庭への支援的な関与によりアセスメントに必要な情報を収集していくのであり、法的な裏づけがない状態では、立入調査を主流とした investigation は主流とはなっていないのである。

③ 児童相談所への通告用（関係機関用）と児童相談所が使用するものとをわけ

とが必要である。

上述した現状を踏まえながらも、日本の児童相談所の業務を潤滑に遂行するための手引きを開発していくためには、児童相談所の内部システムのみで完結してしまうモデルを提示するのではなく、「どうしたら地域ネットワークの中で児童相談所の専門的機能を活かせるのか」を考慮することが求められる。現状として、児童相談所がすべての虐待の疑いのある家庭に介入して情報収集することが不可能であるならば、その代わりに現在機能している関係機関とのネットワーク・システムの効率と効果をあげていくことが考えられなければならないということである。

具体的には、ヴィクトリア州のモデルをもとにして、関係機関用／児童相談所用／処遇計画用の3種類を用意することが考えられる(表参照)。ヴィクトリア版を強いて選択したのは、それが文章記述を主体としたものだからである。とくに関係機関だと、チェックリストに印をつけるだけで詳細な情報を付記せずに終わってしまうことが予想される。つまり、援助や介入に結びつくような具体的な情報が記入されず、児童相談所の負担が著しく

増大してしまう恐れを感じる。

児童相談所用については、チェック方式(カナダの2モデル)との折衷版を開発することにより、より効果的な情報収集を行うことができるようにする。ただし、法的な介入根拠が薄弱であることも影響して、yes/noの端的な回答がしづらい場合が予想される(注5)。こちらも文章記述を主体に考える方が妥当であろう。

たとえば、「お母さんが子どもをきつく殴っているのを見た」というだけで、危険性の判断の一項目である「養育者の行動が暴力的またはコントロールできない」という判断はしづらいであろう。もし、チェック方式に耐えられるだけの情報を収集しなければならないとすれば、法的に investigation を行える権限を児童相談所に積極的に付与していくことが考慮されなければならない。

I 関係機関用リスクアセスメント・モデル

書式；ヴィクトリア州のモデルを援用する (p.11~p.12)。

備考；ヴィクトリア州版・p.13に例示されている「リスクアセスメント(情報収集)の例」をあらかじめ渡しておく。項目の並べ方にはもう少し検討の必要性が感じられる。

II 児童相談所用リスクアセスメント・モデル

書式；関係機関用のものに情報の上乗せができるように、ヴィクトリア州版・pp.11~12の表を援用する。ただし、関係機関用よりも詳細にし、チェック方式も導入した3モデルの折衷版を用意する。分量は2ページ程度に押さえた方が使用しやすいため、緊急度や深刻度を記入するための欄も追加できるように検討する。

備考；カナダの2モデルに掲載されているような詳細なチェックリストは、経験のある児童福祉司であれば読みこめるが、エントリーレベルではあまりリアリティを感じ取れないのではないかとと思われる。項目の内容と並べ方に関する検討がここでも課題である。ただし、スーパ

一ヴァイザーがカナダの2モデルの詳細なチェックリストを内部資料として使用することは、役に立つと思われる。

Ⅲ 処遇計画用リスクアセスメント・モデル

書式；児童相談所に準じて処遇計画を作成できるようにする。

備考；在宅（児童福祉司指導用／継続指導・カウンセリング用）、施設等（2年以上の長期的処遇用／2年未満の短期的処遇用）の4つの処遇（援助）形態があることを念頭において作成する。児童福祉司指導用は関係機関のネットワークの見守り体制が明確になるようなものとし、継続指導（カウンセリング）用は、主に家族関係調整が中心の面接指導になることを念頭におく。長期的処遇用では、里親委託を第一義的に考慮できるようにし、その上で施設入所の検討を行えるようにする。短期的処遇用では、とくに心理職の関わりのある方について明確にする。

4. 今後の課題

詳細な検討は進めていないが、項目に関しては日本独自の制度名称を明記した方がよいだろう。たとえば、「養育者は子どもと生物学的つながり（血のつながり）があるか？」（ヴィクトリア州版・p.13）という表現を一例として考えてみると、里親家庭や特別養子縁組家庭（注6）という表記を用いた方がアセスメントシートの利用者に注意を喚起しやすいということである。

また、リスクアセスメント・モデル作成上の課題とはいえないが、児童相談所の課題として「虐待は養護相談である」という認識を変えることも前提として必要であろう。従来から指摘されているように、非行相談や性格行動上の問題として処理されているケースの背景に虐待のあるものが少なくない。子どもの側に見られる要因から虐待ケースを発掘し、適切な対応につなげていく視点も研修制度等の中で配慮したいことである。

こうした項目の具体化が、児童福祉司のブラッシュアップ的な機能も果たすかもしれない。たとえば、例示した特別養子縁組制度については、ケース数が少ないためにあまり虐待との関連について認知されていないが、「① 未婚の母の子どもが圧倒的であるが、生

活習慣や医療機関への適切な受診を行っていないまま出産を迎えている場合が多いことから、子どもが障害を有している場合がある。また、縁組後に身柄が預けられることが多いので、軽度の障害などについて認知・受容が困難であり、障害を有する子どもの被虐待パターンへと結びつく可能性がある」「② 養親の年齢が普通養子の養親よりもはるかに若く、縁組成立後に実子が生まれる場合がある。このようなときに、養子に対するネグレクトなどが発生する可能性がある」「③ いわゆる真実告知をせずに、縁組成立後に転居したり、あるいは近隣との交際を断ってしまったたりして、地域社会から孤立する家庭が多い」といったことがある。表記については偏見とならないような留意が充分に必要であるが、項目の具体化がこのような効用を持つことも留意したい。

9. 日本版モデルの作成・実施にむけて

海外3モデルのようなアセスメントモデルを実際に活用するためには、通報などについての専門チームがあればできるかもしれないが、現状では、担当ケースに追われているというのが正直なところである。

職員の資質に関しても、人事異動が多く、福祉の専門職が少ないという現状がある。研